

あなた と 都税

12月号

2018
(平成30年)
第588号

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



今月の特集は
納税証明書が必要! そんな時は!



12月は固定資産税・都市計画税の納期です(23区内)

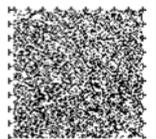
第3期分を12月27日(木)までにお納めください

●ご利用になれる納付方法

- ①金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替(現在ご利用中の方は、12月27日(木)が振替日ですので、前日までに振替税額のご入金をお願いいたします。)
- ③コンビニエンスストア
- ④金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
- ⑤クレジットカード(インターネットを利用した専用サイト)

消防ヘリコプター「こうのとりのり」

東京消防庁では、ポンプ車、救急車、はしご車等の消防車両、消防艇、消防ヘリコプター、消防ロボット等1,977台を配備し、災害に備えています。写真は、消防ヘリコプター「こうのとりのり」です。「こうのとりのり」は、空中消火、航空救助、航空救急、災害時の情報収集等で活躍しています。



都税の納付方法

検索 🔍

都税の情報発信中!

Twitter アカウント
@tocho_syuzei

Facebook アカウント
東京都主税局

お問い合わせ先: 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

教えて!

特集

タクちゃん

納税証明書が必要！そんな時は！

納税証明書の取得が必要になった・・・

聞き慣れない書類に戸惑っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回は、納税証明書について、詳しくご説明いたします。

Q1

納税証明書って何が書いてあるの？

ノンちゃん



「納税証明書」が必要になったのだけど、一体何が書いてあるのかしら？

タクちゃん



納税証明書には納税者の氏名や住所に加えて、税目や年度、税額、納付額、未納額などが記載されているよ。東京都が発行する納税証明書は、固定資産税・都市計画税、法人都民税、法人事業税、自動車税などのものだよ。どの税金の納税証明書が必要か確認してみてね。

Q2

納税証明書はだれでも申請できるの？

ノンちゃん



「納税証明書」ってどんな人が申請できるの？

タクちゃん



納税者本人(法人納税者の場合、代表者)や代理人の方が申請できるよ。法人納税者の場合は、従業員の方でも、従業員証があれば申請できるんだ。

申請に必要なものは下の表のとおりだから確認してね。主税局では、納税者の皆様の個人情報を守るため、「本人確認」を厳格に行っているんだ。

本人確認については、右ページ上の「証明申請時の本人確認について」をみてね。

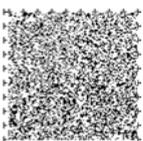
〈窓口で納税証明書を申請する際に必要なもの〉

窓口に来られる方	申請に必要なとなる書類
本人	①納税証明申請書 ②本人確認書類
法人の代表者	①納税証明申請書(代表者印押印) ②代表者の本人確認書類
法人の従業員	①納税証明申請書(代表者印押印) ②従業員証 ③従業員の本人確認書類
代理人	①納税証明申請書(代理人が法人の場合、代表者印押印) ②委任状、同意書、代理人選任届等 ・納税義務者の自署、押印が必要です。 (委任者が法人の場合には、その法人の代表者印押印) ③代理人の本人確認書類 ・代理人が法人の場合、代表者(又は従業員)の本人確認書類 ④従業員証(代理人が法人であり、その従業員が申請する場合)

※書類はすべて原本が必要です。

※「従業員証」は、社名、姓名が明記されたものに限ります。

※「代表者印」とは、商業登記法第20条に規定する法務局等に提出した印(実印)です。



Q3

どこに申請すればいいの？

ノンちゃん



ところで、納税証明書はどこに行けばもらえるのかしら？

タクちゃん



都税の納税証明書は下の表のとおり、すべての都税事務所・支所・支庁で申請ができるよ。

〈納税証明書の申請先〉

必要な税目	申請先事務所(証明できる事務所)
自動車税以外	全都税事務所、都税支所、支庁
自動車税	全都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター及び自動車税事務所

タクちゃん



窓口まで行けないときは郵送でも申請できるよ。

郵送する場合は、「納税証明申請書」に加えて、「切手を貼った返信用封筒」と「手数料分の郵便小為替」も同封してね。手数料は1枚1税目400円だよ。

納税証明書は原則として、「都税の納税通知書送付先」や「都税事務所に届けている住所(本店又は主たる事務所の所在地)」に送るから、返信用封筒にはいずれかの住所を書いてね。

こんな時どーする？



最近税金を払ったばかりだけど、納税証明書は取得できる？

申告・納付後約1～2週間以内に申請される場合は、

- ①領収書の原本(領収印のあるもの)、
 - ②申告書の控え(受付印のあるもの)*
- をご提示いただければ発行可能です。

※法人事業税、地方法人特別税、法人都民税等の申告税目の場合

過去の納税証明書がほしいのだけど・・・

東京都では申請日を起点とし、その日の5年前が属する会計年度のみで納税証明書を発行することができます。(平成30年度に申請した場合、平成25年度分まで)

「未納のないことの証明」ってある？

東京都では「滞納(未納)がないことの証明」は発行しておりませんので、必要な税目や年度をご確認いただき、納税証明書をご申請ください。



車検の際の自動車税納税確認について

運輸支局等において納税確認が可能となり、車検時に納税証明書の提示が「省略」できるようになっています。

〈車検をお急ぎの方へ〉

運輸支局等にて納付確認が可能となるまで最大10日程度かかります。お急ぎの方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付の上、納税通知書（又は納付書）右端の納税証明書をご提示ください。

※クレジットカードやペイジーなど窓口以外で納付した方へのはがきサイズの車検用納税証明書の発行は終了しています。

〈廃車手続き等で領収証書が必要な方へ〉

クレジットカード・ペイジー納付では、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

証明申請時の本人確認について



東京都主税局では、本人のなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、本人確認等を厳格に行っております。

窓口で申請をされる場合は、申請される方の身分を証明できる書類のうち、次のいずれかの組み合わせでの提示をお願いします。

【窓口で提示していただく本人確認書類】

申請される方が本人と確認できる官公署が発行した書類

顔写真付き	顔写真なし
○運転免許証	○国民健康保険等の被保険者証
○パスポート	○国民年金手帳 など
○マイナンバーカード など	

A、B以外の特定の本人名義の書類

○国税または地方税の納税通知書
○クレジットカード・キャッシュカード
○東京都シルバーパス
○法人が発行した身分証明書（顔写真付き） など

Aから1種類またはBから2種類またはBとCからそれぞれ1種類（Cから2種類は不可）

※申請者（窓口に来られた方）の本人確認書類（原本）の提示が必要です。

※A及びBの「本人確認書類」については、原則として写しをとらせていただきますので、ご了承ください。

都税に関する各種様式は主税局ホームページで取得できます！

納税証明書の申請書など、都税に関する各種様式は、主税局HPに掲載しております。ぜひご活用ください！

東京都主税局 各種様式

検索



12月はオール東京滞納STOP強化月間です！

～東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施します！～

都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。納期内納税にご協力をお願いいたします。

〒 主税局徴収部個人都民税対策課 ☎03-5388-3039

【納税のご相談窓口】

税金の種類	23区内	多摩・島しょ地域
個人住民税	各区役所	各市役所・町村役場
個人事業税	各都税事務所・各支庁（島しょ地域）	
固定資産税 都市計画税	各都税事務所	各市役所・町村役場
自動車税	各都税事務所・各支庁（島しょ地域）	
軽自動車税	各区役所	各市役所・町村役場



タクちゃんの活動紹介



「あなたと都税 特別号 ～あなたのために都税が使えない!?～」では、タクちゃんが、東京都税制調査会が注目する「偏在是正」についてわかりやすく解説しています。

実は、10年前から東京の税金が一部全国に配られていることを皆さんは知っていますか？

「あなたと都税 特別号」は、都庁や都税事務所等で配布しており、主税局ホームページでもご覧いただけます。これを機会に、「都民のための都税」について一緒に考えてみませんか？



先月お伝えした納税キャンペーン、たくさんの方にご理解、ご協力、ご来場いただき誠にありがとうございました。タクちゃんも皆様と楽しいひと時を過ごせて、とても満足気です。

★ ご案内

年末年始における窓口業務

都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での都税の申告・納税・証明等の事務の取扱いは、年末は12月28日(金)まで、年始は1月4日(金)からとなります。

12月29日(土)から1月3日(木)までの間に申告書・申請書を提出する場合は、都税事務所・都税支所などに設置している「申告書等受箱」をご利用ください。

☒ 所管する各都税事務所

📣 お知らせ

固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続はお済みですか？(23区内)

住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先は変更

されません。登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届を資産の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

【インターネットの場合】東京共同電子申請・届出サービスホームページからお手続きください。

*この手続により、納税通知書の氏名及び不動産登記簿上の所有者住所・氏名を変更することはできません。

☒ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所の固定資産税班

🏠 減免制度

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅(一定の要件を満たすもの)に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

減免の期間と額は、下記のとおりです。

- ・建替え
新築後新たに課税される年度から3年度分について全額減免(居住部分に限る。)。ただし、減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋に

より異なります。

- ・改修
改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで耐震減額適用後の税額を全額減免。減免を受けるには申請が必要です。詳細は、HPまたは下記問合先へ。
☒ 住宅が所在する区にある都税事務所

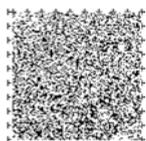
小規模非住宅用地減免の申請は12月28日(金)まで!

未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに固定資産税・都市計画税の減免手続のご案内を送付しております。

なお、既に減免を受けられた方については、新たに申請は不要です。
☒ 土地が所在する区にある都税事務所

●編集後記

今年も残すところ1ヶ月となりました。寒い時期が続くので体調管理に気をつけたいです。(M)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。
「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



※紙がループ配合率20%再生紙使用
石油系潤滑剤を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(29)72 平成30年12月1日発行